

自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第1回）議事録

一般社団法人 日本損害保険協会
自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会

日 時：2024年6月26日（水）16時00分～16時50分

場 所：損保会館 503 会議室 及び オンライン

出席者：委 員 家森委員長、大野委員、鈴木委員、柳瀬委員、唯根委員
オブザーバー 金融庁 三浦保険課長、損害保険料率算出機構 川口専務理事
事 務 局 損保協会

- 議 題：1. 第三者委員会の運営等について
2. 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）
3. 今後のスケジュールについて
4. 付加率および経費計算基準等の概要

【事務局】

本委員会につきましては、6月4日に開催された自賠責保険審議会（以下「自賠審」）に報告したとおり、経費計算基準等が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直すこと、および、経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入について検討することとなりましたので、今般、損保協会内に立ち上げました。

本委員会については、昨今の損保業界を取り巻く環境に鑑み、自賠審での説明でもありましたとおり、より客観性・透明性を確保した運営が必要であると考えております。そのため損保協会は直接議論には参加せず、第三者の方のみで構成する第三者委員会といたしました。

委員の皆様におかれましては、背景や趣旨をご理解の上、活発なご議論をお願いしたいと考えております。

委員長でございますが、第三者委員のどなたかにお願いしたいと思っております。事務局としては、前回見直し時にも第三者委員としてご参加され、また保険分野で長年ご研究を重ねていらっしゃる、大変造詣の深い家森委員を推薦したいのですが、ご了承いただけますでしょうか。

（各委員からの異議はなし）

ご了承いただけたようですので、委員長は家森委員にお願いすることとし、以降の進行は委員長にお願いいたします。

議 事

【委員長】

この委員会の委員長を務めさせていただく家森です。自賠責保険は交通事故の被害者を救済する社会インフラとしての役割を果たしています。保険料の水準はユーザーの皆さんに直結しますので、本委員会の責任は大変重いと感じております。委員の皆様には様々な観点からご質問やご意見をいただき納得性の高い見直しの作業を行っていきたくと思っております。

本日は第1回ということで、本委員会の運営等について、本委員会で議論すべき範囲について、今後のスケジュールについて、付加率および経費計算基準等の概要について、確認、議論を行ってまいりたいと思います。経費計算基準等の具体的な検証や課題の整理につきましては、第2回以降での論議を想定しております。

事務局に資料を用意していただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

損保協会事務局から、本日お配りしている資料のうち、「本紙」および「参考資料①」について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

なお、参考資料②は、保険会社や代理店の業務、および、前回の業務実態調査の内容をまとめたものとなっております。第2回の委員会で、参考資料②を踏まえてご議論いただくことになろうかと思っております。本日は参考資料②の説明は割愛させていただきますが、第2回に向けて内容をご確認いただき、ご不明点等ありましたら、本日の委員会の場でも構いませんし、もしくは、後日事務局まで適宜お問い合わせいただければと思います。

本紙の説明をします。「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第1回）」と書かれている資料をご覧ください。

2ページ、3ページは自賠審開催にいたった背景や、6月4日に開催された自賠審での論議内容をまとめたものとなっております。それを踏まえ4ページをご覧ください。6月14日に損保協会のホームページに第三者委員会のページを立ち上げ、4ページに記載しております設置趣旨を掲載させていただいております。設置趣旨にも記載しておりますが、今回の委員会においては、経費計算基準等が今日的に妥当であるか検証し、必要に応じて見直すこと、そして将来的に見直すための手続きを導入することについて検討をお願いします。そして、その結果を来年1月開催予定の自賠審にて報告することとなっております。また、自賠審の場においては、第三者委員会の運営にあたって、客観性・透明性の確保が重要であるというコメントもいただいております。

5ページをご覧ください。第三者委員会の運営についてです。今回はより客観性・透明性を確保する観点から第三者委員のみで構成する第三者委員会としております。また、委員会資料や議事

録についても、先ほど触れました損保協会のホームページに掲載していく予定です。

なお、議事録につきましては、損保会社・各委員の個別の機密事項等に触れるような部分は割愛するなどの調整はさせていただきますが、基本的に、委員の意見やそれに対する事務局回答も含め、議論の内容がしっかり分かるよう残していく予定です。

続きまして6ページでございます。第三者委員会の議論の範囲をまとめております。経費計算基準等の見直しについては、今回、いわゆる処理分数等の基礎数値の見直しにとどまらず、計算式についても妥当性の確認をお願いしたいと思っております。

そして、検証の結果、基準等を見直す場合には、自賠責保険を取り扱っている全社が一律に対応できることを前提に、見直しの方向性や業務実態調査の調査方法についてもご議論いただきたいと考えております。

また、将来、基準等を見直すための手続きについては、定期改定がよいのか、それとも、何か指標を定め、それに基づいて判断していく方がよいのかも含め、ご議論いただきたいと考えております。

最後に7ページ目として、今後のスケジュールを記載しております。

現時点で、委員会は本日含め全5回の開催を想定しております。次回の2回目から本質的な内容に入っていきますが、2回目・3回目で現行基準や業務実態調査の課題、それを踏まえた見直しの方向性についてご議論いただき、業務実態調査の結果を第4回で報告し、第5回で形にしていきたいと考えております。そして、将来的に基準を見直すための手続きについては、第4回・第5回での議論を想定しております。いずれも事務局側から現行基準・調査方法における課題等の論点を提示させていただき、それに基づいて議論をいただくことを想定しています。本紙の説明は以上です。

続きまして、参考資料①「自賠責保険の付加保険料の概要」について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。こちらは、「新基準適用から料率改定の流れ」を記載しております。自賠審の場で、金融庁から「新基準等に基づく自賠責保険料の適用開始は、最速で2026年4月から」という説明がありました。

今回、経費計算基準を見直した場合、仮にそれが2024年度決算に適用できるものであれば、2025年度に損保料率機構で集約・検証し、2026年1月の自賠審に報告することとなり、これに基づき料率改定が実施されれば、2026年4月から自賠責保険料に適用できる、という流れになります。

ポイントとしては、2024年度決算に新基準が適用できるかどうかでありまして、委員会の議論の範囲でも触れましたとおり、今回いわゆる処理分数の見直しだけではなく、計算式についてもご議論いただきますので、その結果、保険会社のシステム等に手を入れる必要があった場合には、2024年度決算には間に合わない可能性があり、その場合は2025年度決算から新基準を適用することとなりますので、保険料への反映も2027年4月になる可能性があります。

いずれにしても議論はこれからですので、現時点で確定的なことは言えませんが、そういう可能性もあるということをご理解いただければと思います。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらは「自賠責保険の経費計算に関する基本的な考え方」をまとめております。保険会社の経費には、自動車保険や火災保険など、自賠責保険も含め種目固有にかかる経費の他に、種目の色がつかないような経費があります。これらの種目共通経費については、一定の合理的な配賦、つまり配分によって、自賠責保険も含めて、各種目で適切に経費を認識する必要があります。これが経費配賦の前提であり、その上で、自賠責保険においては、ノーロス・ノープロフィットの原則の「能率的な経営」を実現していく必要があります。そのため、各社の個別事情によらない客観的・統一的な全社共通の基準、つまり、経費計算基準を定めております。また、適切に経費を認識するという意味で、明らかに自賠責の運営に必要なと考えられる費目については、そもそも自賠責への配賦対象から除いているという処理も行っております。

11ページと12ページに、現在の経費計算基準の計算式的具体例を記載しております。

11ページは、現業部門の社員給与について記載しています。現業部門の社員給与については、「1人1分あたりの給与額」に「1件あたり処理分数」と「取扱件数」を乗じて算出する計算式となっております。例えば「1人1分あたり給与額」について、単位部支店の年間総給与額や所属人員数は各社で異なりますが、年間実働時間については、各社でばらつきがないように経費計算基準において各社共通の数値を定めております。

また、「1件あたり処理分数」について、例えば契約処理ですと、新契約や異動、解約も含めた平均時間として18.3分を定めております。そのため、これに乗じる取扱件数は新契約、異動、解約等の合計件数を用いているという形になっております。

損害調査については、一般払と、一括払（一括社）、一括払（自賠社）で業務フローが異なりますので、それぞれごとに処理分数と件数を乗じて計算しております。そして、これらの数値、年間実働時間や処理分数は前回改定時の業務実態調査により把握した数値を用いております。

12ページは物件費について記載しています。物件費については、各種目の色がついている経費は、それぞれ実額で把握しておりますが、種目共通でかかる経費については、各費目の性質に基づき配賦基準を定めて計算しております。

事務局からの説明は以上となります。

【委員長（議事進行）】

各委員の先生方に、本委員会でのスタンスや事務局からの報告に対するご質問・ご意見等をうかがいたいと思います。

なお、議事録については、一問一答のようなものを作ることとし、どのようなディスカッションがあったかを公表していくという扱いをします。

【委員】

資料中にある用語について教えてください。「現業部門」と「総括部門」という用語が出てきますが、現業部門とはどのような部門なのかが分かりません。社員給与に関しても、正規社員やアルバイト、嘱託の方々など様々な雇用形態があるかと思いますが、このような方々の給与は社員給与という認識になるのか、そのあたりの内容の違いや、手当等が付くのかというところも知りたいと思います。また、各社の実績値を調べるときの「単位部支店」という用語について、支店の種類や規模、仕事内容についての違いを具体的に伺いたく、質問させていただきました。

【事務局】

まず、給与については様々なものがありますが、基本給・残業代・賞与・手当などのうち、残業代は含めずに集計しております。働いている方の雇用形態も現在多様化しており、正社員と派遣会社から派遣される社員、両方いますが、正社員だけではなく、派遣会社の社員の方の派遣代も入れた上で平均を計算しております。

また、現業部門や総括部門という言葉がどういうことかという質問ですが、こちらは、参考資料①の10ページをご覧くださいと、まず右側に現業部門と書いております。現業部門とは、営業であれば実際に自賠責保険を引き受ける営業部店、これを指しております。損害部門においては、実際に自賠責保険の事故の対応を行う部門で、損害サービス部店といわれるところを指しております。こちらの現業部門につきましては、実際にそれらの業務を行っているため、1人1分当り給与額に1件当り処理分数をかけて、取扱件数をかけるという形で人件費を算出する建付けになっています。一方、総括部門とは、保険会社においては全国各地に営業部門や損害部門を設置していますが、どうしても全体を統括する、例えば事務処理の方法を指示する、システムを構築して件数を把握するなどといった全店的なことを業務とする部門がございます。そこにつきましては、1人1分当り給与額という考え方ではなく、実際の従事割合、自賠責のことを専門にやっている社員等がおりますので、そこにかかる人件費を実額でとらえ、それを自賠経費として反映する形で対応しております。

なお、単位部支店につきましては、営業部店や損害サービス部店といった一つ一つの拠点を単位部支店といいます。

【委員】

単位部支店について、営業部店と損害サービス部店が別々にあるケースと一緒にしているケースがそれぞれあるという理解でよろしいでしょうか。今後の議論の中で、「母店」や「営業課支社」等の用語も出てくるとと思いますが、保険会社の営業部店の分類や形態について分かっておりません。単位部支店というのは1店舗ずつという理解で良いのでしょうか。

【事務局】

単位部支店は、一つ一つの営業部店や損害サービス部店の単位としてとらえていただければと思います。一般的には、営業部店は営業のみを実施しております。損害サービス部店につきましても、損害対応を行う拠点が地域ごとに設置されております。従って、営業部店と損害サービス部店は別々になります。その部店や拠点の中にそれぞれ課が存在しているという形になっており

ます。

【委員】

今回、経費の計算方法がクローズアップされて、第三者委員会で審議をしていくということについて、今後も事務局にご説明をいただきながら知識・関心を深めていき、判断していきたいと思っております。まず関心があるのは、これまで過去の計算方法の策定において、具体的にどのような調査をどのような範囲で実施していたのかという点です。中小社を対象とするのかという点も記載されておりましたが、過去はどうなっていたのかということについて、次回以降ご説明をお願いできればと思います。

【事務局】

前回どのような調査を実施したのかという点については、参考資料②に概要を記載しておりますが、これだけではわからない部分もあると思いますので、第2回では詳細にご説明しながら、確認いただければと思います。

【委員】

自賠責保険は公的な側面が強い一方でトップラインに対する意識が向けられているため、今回検討するにあたっては、適正な原価というところが重要なテーマであると思います。保険料を計算する際の仮定や処理分数、計算式等について、ゼロベースで検討するのか、それとも現行の計算式のモデルを基本にしながら各数値をアップデートするのか、どのように進めていくのか教えていただければと思います。

【事務局】

計算式のモデルのお話ですが、今回は処理分数の見直しだけではなく、計算式についても今日的に妥当なのかという観点で確認していただきたいと思っております。具体的には、現行の計算式について、課題や変更案を提示させていただきながら、それに基づいて第2回以降ご議論いただくような形を想定しております。

【委員】

今回の経費計算基準の議論は非常に大切であると思っております。一般的な保険では付加保険料を構成するのは基本的には経費と利潤の部分になっておりますが、経済学の観点では、理論上は付加保険料がゼロの時、100%付保の全部保険が最適解になります。もちろん、自賠責保険は基本的に強制保険ですが、自らの自由意志に従ったとしても、多くの方がリーズナブルに入るという意味では、できるだけ付加保険料の部分は小さくなるべきだと思います。その意味において、今回の議論はとても大事だと思います。

そういった意味で、3つの点に関心があります。1点目は、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、利潤はゼロであるとの建付けですが、経費と利潤の部分の切り分けが実質的に難しい点はないのかどうか。その上で、現行の運用での切り分けについて、一般に社会が受け入れてくれるのか否かという点です。2点目は、間接経費の配賦基準に関する点です。ここはきわめて重要ですので、今後、精緻に見ていきたいと思っております。最後は、経費抑制のインセンティブ

機能についてです。もちろん、現行の運用でも一定のインセンティブ設計が採用されていると思いますが、今後このインセンティブの仕組みが有効に機能し続けるのか否かという点についても、丁寧に確認したいと思っております。

【事務局】

ノーロス・ノープロフィットと言いながら、経費と利潤の部分の切り分けが難しい点があるのではないかという話がありました。保険料の建付けという点では、参考資料①の2ページに保険料の内訳が記載されており、ここに利潤という項目はありません。経費の計算方法の見直しについては、今後の検討の中でその妥当性を確認させていただければと思います。

間接経費の配賦について、現状の手順は参考資料①に記載のとおりですが、見直すか見直さないか、また見直したらどうなるかというあたりは、案を提示させていただきながら議論をさせていただきたいと思っております。

経費抑制のインセンティブ機能については、参考資料①の7ページに記載しておりますが、この考え方について、現状本当にワークしているのかも含めて議論させていただきたいと考えております。

【委員】

消費者側からすると、こうした難しい内容に踏み込んだことがなかったので、今回資料を拝見する中で、わからない部分もあるということを実感しています。専門家の先生方がたくさんいてくださるので、非常に心強いなと思いながら、議論させていただければと思います。

【委員】

これから検討を進めていくにあたっては、おおよそ3つの問題意識があります。一つは、標準的なプロセスを設定できるのかどうか課題であると思います。例えばA社とB社で全く違うやり方をしているとき、その平均値をとることに意味があるのかという点を含め、標準的なモデルケースをどこまで作れるのかという点について問題意識があります。二つ目は、その後、それを掛け算していくことになりませんが、積算の根拠になる経費費用がどこまで合理的かという点です。それから、実際に処理にかかっている時間についても、前回の検討ではいくつかの支店を選び、ある程度数を集めて信頼性のある平均値を出すという方法であったと思いますが、どこまでを対象とするかによって平均値は変わり、またビジネスモデルが多様化していく中で前回と同じ手法で調査できるのかという問題があります。これからの検討では、自賠償に係る業務について、どの程度多様性があるものになっているのかについても教えていただければ良いと思っております。

また、経費抑制のインセンティブ機能に関しては、ノーロス・ノープロフィットは業界全体での話であり、業界平均よりも良い成績の会社は、少し経費を甘く見てもらえるため、しばらくの間儲けることができていることになり、経費削減の努力をします。そして、何年か後に経費水準を見直すことで、お客様に還元するという仕組みだと理解しております。見直しが行われなかった期間に、インセンティブが働いて経費が下がってきていれば、その部分の一部をお客様に還元できるはずだと期待をしております。他方で、人件費や物価が上がってきているので、どこまで

経費を下げる事ができているのかは、実際に見てみないとわからないとも思っております。

【事務局】

調査のやり方というところも含めてとなりますが、今日的にビジネスモデルが変わりつつある中で、本当に同じやり方で良いのか、それで妥当性を確保することができるのかというのは重要な観点であると思います。本日答えを明確に示すことができないところでございますが、いただいた観点を踏まえて第2回以降議論をさせていただきたいと考えております。

【委員】

参考資料①の8ページについて確認です。代理店手数料算出の基礎数値として物件費に記載されている1件当たりの所要経費は、2011年度に実施した実態調査によって把握した金額が現在まで使われていたという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

ご認識の通り、2011年度に実施した業務実態調査に基づくものです。

【委員】

12年間金額が変わっていなかったということでしょうか。

【事務局】

2011年度に、これらの費目について確認をしております。その後、実際に代理店手数料を算出する際には、算出時から見直しのタイミングまでの物価の増減率等を加味しながら適切な物件費を算出しております。

【委員】

物価指数を利用するとき、ある年の支出の項目の構成で固定するか、毎年実際の支出項目に合わせて変えていく方法もあると思います。現状はウェイトを変えないまま固定するというやり方をしてきたので、見直しの頻度をどうするかという話とも関連するご質問だと理解いたしました。

【委員長（議事進行）】

それでは、最後にオブザーバーの金融庁からも一言ご発言いただきたいと思っております。

【オブザーバー】

経費計算基準の見直しは、国民生活に直結するものでございます。単に数字というだけでなく、計算方法についても議論いただけると大変ありがたいと思っております。先ほど2012年度以降基準等が見直されていないという話もありましたが、経費計算基準や代理店手数料の算出における基礎数値について、どのようなタイミングでどのように見直していくのかという手続きを決めることは極めて重要だと思っております。第2回以降、こういったやり方が良いのか、より適切な方法があると思っておりますので、少なくとも十何年も見直されないということが無いよう、見直しの手続きについてもご議論いただければと思います。

【委員長（議事進行）】

どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】

第2回の議事につきましては、「現行の経費計算基準等や業務実態調査の課題」、そして「課題を踏まえた新基準の方向性、業務実態調査の項目や方法」についてご議論いただきたいと考えております。開催日の1週間前に改めて開催案内をお送りいたします。また、本日の議事録については、損保協会ホームページに掲載予定です。後ほど、各委員の方に議事録の確認を依頼させていただきますので、よろしく申し上げます。

【委員長（議事進行）】

どうもありがとうございます。初回でしたが、各先生方から貴重な意見・ご質問をいただき、次回の議論が実り多いものになる予感がしております。それでは、本日の自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会を閉会いたします。ありがとうございました。